

令和3年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病遺棄国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和3年11月30日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 追悼式出席者（挨拶を行う者以外も含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議する。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状況及び民間医療機関等に比較して給与等の経済的処遇の格差が大きいことが欠員を生じる要因となっていると考えられるところ、一方、これまでの取組により、駿河療養所における新所長等国立ハンセン病療養所の医師確保がなされ、特命副園長制度の創設及び関連手当の支給に関する周知等もなされたところである。しかしながら、上記要因に照らして十分な改善に至っていないとの認識の下、厚生労働省は、副園長不在の解消等の医師確保のため、上記特命副園長制度の活用に加え、初任給調整手当及び宿日直手当の改善を含む必要な要求を最大限行うとともに、統一交渉団とも協議しつつ、医師の確保に関する課題の解決のために更なる施策を検討し、引き続き医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること等を踏まえ、定員に関する要求及び雇用継続職員増員の実現など、引き続き良好で平穏な療養体制の充実を図るために必要な人員を確保する。三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び介護等に関する人員確保について協議するための機会を設定する。
- (3) 国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続、必要な人員の採用、定員内の職員の退職後の補充及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、各施設が必要とする期間業務職員の職種及び人数を柔軟に採用できる運用を実施しつつ、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。
- (4) 各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充について、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航について、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組むとともに、運航関連施設の早期整備に向けて関連自治体等と連携してこれを進める。
各国立ハンセン病療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、

改めて実情を調査するとともに、各国立ハンセン病療養所の入所者の意向を踏まえつつ、関係自治体への働きかけを含む方を検討する。

- (6) 入所者一人一人の意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議を引き続き開催する。各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修を引き続き実施するために必要な事項を協議する。
国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の療養環境への影響が大きい事案を実施するに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下「全療協」という。）や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。
 - (7) 国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のため、万全の対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、感染防止対策と地域との交流の両立に努める。
- 3 (1) 地域において、足底穿（せん）孔症、知覚麻痺（ひ）等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現する。また、回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定が行われるようにするため、必要な情報提供を積極的に行う。
特に、沖縄県において充実した支援体制を構築するため、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換を行っていく。
 - (2) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現する。また、全国的に充実した相談支援が受けられるようにするため、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置する。特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携、協力を図る。さらに、再入所の原因を分析し、相談支援体制の充実を図る。
 - (3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を早急に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。
- 4 (1) 大島青松園・聖交会教会堂の緊急補修は、令和4年度から工事を行う予定であることを確認する。
各ハンセン病療養所からの保存対象リストの提出及びワーキンググループの開催については、厚生労働省としても、必要に応じて、他の療養所における選定の考え方、検討の進め方等を紹介するなどにより支援していく。
各療養所ワーキンググループで合意された歴史的建造物史跡等の保存計画については、厚生労働省はこれを尊重し、歴史的建造物保存等検討会を開催し、同検討会で了承が得られたものについては、滞りなく工事に着手できるよう、予算確保に最大限努力する。
 - (2) 社会交流会館における地域交流と歴史保存啓発活動のよりよい運営に向けて、医政局・健康局と統一交渉団は継続的に協議を行う。社会交流会館のために確保されている運営費が円滑に活用されるよう、厚生労働省本省から各療養所への周知、全療協及び自治会に対して情報提供を行う。
 - (3) 厚生労働省は、旧菊池医療刑務支所の歴史を後世に伝えることの重要性を再確認し、同支所の歴

史が風化することのないよう、自ら普及啓発を実施するとともに、展示等を行う社会交流会館の学芸員の活動費の支援など、普及啓発に必要な支援を行う。

(4) 厚生労働省は、「医療基本法共同骨子」に挙げられた項目はいずれも重要な視点であり、同省の進める施策と方向性を共有しているものと理解し、引き続き、国民合意の下で総合的な基本法を策定することが望ましいという考えの下、議員連盟や関係団体の動向を注意しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく。

5 引き続き、国立ハンセン病療養所の医療、介護体制の整備及び充実を図るとともに、療養所の将来構想、医療・介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべきものであることを確認し、統一交渉団との意見交換会を早急に開催し、その具体的内容について協議、検討を行う。

6 「癩病患者並血統家系調」の流出問題については、厚生労働省としても放置できないものであると認識するとともに、国立ハンセン病療養所が保管する公文書の管理について、統一交渉団との間で早急に意見交換の場を設置し、今後の在り方について具体的な方向性を検討する。

7 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

(2) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

なお、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

(3) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行いつつ、相談体制の整備及び充実を図る。

令和4年8月3日

統一交渉団
代表

志村 康

ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

佐藤英道

